

# 建設コンサルタント等業務の

## 調査基準価格・失格判断基準・最低制限価格の算定式

### 1. 低入札価格調査制度

入札価格が、調査基準価格未満の場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札者を決定する前に調査を行う制度です。総合評価落札方式による一般競争入札で発注する業務に適用されます。

#### (1) 調査基準価格の算定式

入札価格がこの価格未満の場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる基準となる価格です。

業務ごとに下表の①から④までの合計額（複数の業務区分を含む業務については、業務区分ごとの①から④まで合計した額の総合計額をいいます。）に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とします。

$$\text{調査基準価格（税込み）} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

ただし、測量業務は予定価格の6/10～8.2/10、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務は予定価格の6/10～8/10、地質調査業務は予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で設定します。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額×4.8/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いる場合)	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×4.8/10	直接経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いない場合)	直接人件費の額（又は直接調査費）	諸経費の額×6/10	—	直接経費の額 その他実費の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の額×8/10	諸経費の額×4.8/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×4.5/10	直接経費の額

## (2) 失格判断基準の算定式

調査基準価格を下回った場合に、入札価格が失格判断基準に満たない場合、契約の内容が適切に行われないと判断し、入札を失格とする基準です。

業務ごとに下表の①から④までの合計額（複数の業務区分を含む業務については、業務区分ごとの①から④まで合計した額の総合計額をいいます。）に100分の110を乗じて得た額を失格判断基準とします。

$$\text{失格判断基準（税込み）} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$$

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額 ×8.5/10	諸経費の額×4/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 ×8.5/10	技術料等経費の額× 6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いる場合)	直接人件費の額 ×8.5/10	その他原価の額× 9/10	一般管理費等の額× 3/10	直接経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務 (一般管理費等を用いない場合)	直接人件費の額（又 は直接調査費） ×8.5/10	諸経費の額×6/10	—	直接経費の額 その他実費の額
地質調査業務	直接調査費の額 ×8.5/10	間接調査費の額× 9/10	解析等調査業務費の 額×7.5/10	諸経費の額×4/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額 ×8.5/10	その他原価の額× 9/10	一般管理費等の額× 3/10	直接経費の額

## 2. 最低制限価格制度

入札価格が、最低制限価格を下回った場合、その者の入札を失格とする制度です。総合評価落札方式以外の一般競争入札及び指名競争入札で発注する業務に適用されます。

### (1) 最低制限価格の算定式

調査基準価格の算定式と同じです。

#### 参考資料

設計、測量、調査、ボーリング、試験等における低入札価格調査等実施要綱

## 最低制限価格、調査基準価格及び失格判断基準を算定する際の端数処理

- (1) 予定価格の算出の基礎となった構成費目にそれぞれ対応する率を乗じて得た額  
1円未満の端数処理は行わない。
- (2) 算定式の合計額（＝最低制限価格、調査基準価格、失格判断基準）  
1円未満を切り捨てる。
- (3) 予定価格に対する割合
  - ① 算定式の合計額（税込み）を予定価格（税込み）で除したものとする。
  - ② 小数点以下4桁まで計算（5桁目を四捨五入）
  - ③ ②で換算した率が6/10を下回る場合は6/10（ただし、地質調査業務は2/3）  
8/10を上回る場合は8/10（ただし、測量業務は8.2/10、地質調査業務は8.5/10）

### 《 参考① 》

【事例：土木関係の建設コンサルタント業務（一般管理費等を用いない場合）】

予定価格 37,520,000 円（税抜き）、41,272,000 円（税込み）

（積算内訳）

直接人件費：16,133,076 円、諸経費：20,636,524 円、直接経費：750,400 円

$$\begin{aligned} \text{○調査基準価格（税抜き）} &= \text{直接人件費の額} + \text{諸経費の額} \times 6/10 + \text{直接経費の額} \\ &= 16,133,076 \text{ 円} + 20,636,524 \text{ 円} \times 6/10 + 750,400 \text{ 円} \\ &= 16,133,076 \text{ 円} + \underline{12,381,914.4 \text{ 円}} + 750,400 \text{ 円} \\ &\quad \text{※ 端数処理は行わない} \\ &= \underline{29,265,390.4 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※ 1円未満切り捨て

$$\begin{aligned} \text{○調査基準価格（税込み）} &= 29,265,390 \text{ 円} \times 1.1 = \underline{32,191,929 \text{ 円}} \\ &\quad \text{※ 1円未満がある場合は切り捨て} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○予定価格に対する割合} &= 32,191,929 / 41,272,000 \\ &= 0.77999\dots \leftarrow \text{小数点以下5桁目を四捨五入} \\ &= 0.7800 \text{ (78.00\%)} \end{aligned}$$

土木関係の建設コンサルタント業務の予定価格の範囲（6/10～8/10）内であるため、  
32,191,929 円（78.00%）を調査基準価格として採用

《 参考② 》

【事例：複数の業務区分を含む業務】

測量業務と土木関係の建設コンサルタント業務（一般管理費等を用いる場合）】

予定価格 27,612,000 円（税抜き）、30,373,200 円（税込み）

(ア) 測量業務

予定価格 9,172,000円（税抜き）、10,089,200円（税込み）

（積算内訳）

直接測量費：5,372,913 円、諸経費：3,799,087 円、測量調査費：0 円

(イ) 土木関係の建設コンサルタント業務

予定価格 18,440,000円（税抜き）、20,284,000円（税込み）

（積算内訳）

直接人件費：6,316,850 円、その他原価：3,401,623 円

一般管理費等の額：5,330,756 円、直接経費：3,390,771 円

○調査基準価格 = (ア) 測量業務の調査基準価格 + (イ) 土木関係の建設コンサルタント業務の調査基準価格

(ア) 測量業務の調査基準価格

○測量業務の調査基準価格（税抜き） = 直接測量費の額 + 諸経費の額 × 4.8/10 + 測量調査費の額

= 5,372,913 円 + 3,799,087 円 × 4.8/10 + 0 円

= 5,372,913 円 + 1,823,561.76 円 + 0 円

※ 端数処理は行わない

= 7,196,474.76 円

※ 1 円未満切り捨て

○測量業務の調査基準価格（税込み） = 7,196,474 円 × 1.1 = 7,916,121.4 円

※ 1 円未満切り捨て

○予定価格に対する割合 = 7,916,121/10,089,200

= 0.78461... ← 小数点以下 5 桁目を四捨五入

= 0.7846 (78.46%)

測量業務の予定価格の範囲 (6/10~8.2/10) 内であるため、

7,916,121 円 (78.46%) を調査基準価格として採用

(イ) 土木関係の建設コンサルタント業務の調査基準価格

○土木関係の建設コンサルタント = 直接人件費の額 + その他原価の額 × 9/10 +

業務の調査基準価格（税抜き） 一般管理費の額 × 4.8/10 + 直接経費の額

= 6,316,850 円 + 3,401,623 円 × 9/10 +

5,330,756 円 × 4.8/10 + 3,390,771 円

= 6,316,850 円 + 3,061,460.7 円 + 2,558,762.88 円 + 3,390,771 円

※ 端数処理は行わない

= 15,327,844.58 円

※ 1 円未満切り捨て

○土木関係の建設コンサルタント=15,327,844円×1.1=16,860,628~~4~~円  
業務の調査基準価格(税込み) ※ 1円未満切り捨て

○予定価格に対する割合=16,860,628/20,284,000  
=0.83122...← 小数点以下5桁目を四捨五入  
=0.8312 (83.12%)

土木関係の建設コンサルタント業務の予定価格の範囲(6/10~8/10)外であるため、  
20,284,000円×0.8=16,227,200円(80.00%)を調査基準価格として採用

○調査基準価格(税込み) = (ア) 測量業務の調査基準価格 + (イ) 土木関係の建設コンサルタント業務  
=7,916,121円 + 16,227,200円  
=24,143,321円